

藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び藤沢市教育長の給与等に関する条例の一部改正について

藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び藤沢市教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

2012年（平成24年）9月3日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び藤沢市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

（藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和32年藤沢市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第6項を次のように改める。

6 当分の間、第2条の規定により市長等に支給する給料の額は、第3条各号の規定にかかわらず、当該各号に定める額に、市長にあつては100分の88を、副市長にあつては100分の90を、監査委員にあつては100分の95を乗じて得た額とする。ただし、第7条第1項に規定する退職手当の額の算出基礎となる給料月額については、第3条各号に規定する額とする。

附則に次の1項を加える。

7 平成24年9月3日に市長であつた者に対する第7条の規定の適用については、同条第1号中「100分の540」とあるのは「100分の150」とする。

（藤沢市教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第2条 藤沢市教育長の給与等に関する条例（昭和28年藤沢市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 3 当分の間、第2条の規定により教育長に支給する給料の額は、第3条の規定にかかわらず、同条に定める額に100分の95を乗じて得た額とする。ただし、第7条第1項に規定する退職手当の額の算出基礎となる給料月額については、第3条に規定する額とする。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、本市の財政状況を鑑み、常勤特別職職員及び教育長の給与削減を図り、及び市長の政治姿勢を明らかにし、市長の退職手当を引き下げる特例を設ける必要による。